平成２６年（フ）第８１０７号
埼玉県新座市大和田５丁目４―41―201
債務者　永井　良仁
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増本　善丈
4　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１０８号
埼玉県新座市大和田５丁目４―41―201
債務者　永井かおり
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増本　善丈
4　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５４号
新潟市東区岡山115番地13
債務者　青山　辰三
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成26年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６４号
千葉県君津市人見２丁目７番30号　103
債務者　高尾　雅晴
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３５７２号
大阪市生野区舎利寺１丁目12番８号
債務者　金川こと　金　　光雄
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２号
大阪府吹田市清和園町15番１号
債務者　芳村佳津子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５６号
大阪府門真市柳田町23番２―206号
債務者　山田　妙子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８３号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―1011号
債務者　木寺　　晃
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４５０号
大阪府枚方市村野南町２番４―110号
債務者　中村　照夫
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０１号
大阪市都島区大東町１丁目２番17号　寿二番館４Ａ号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目３番11―915号
債務者　神納　美樹
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７２号
大阪府大東市中垣内１丁目５番36号
債務者　福村　圭子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８１４号
大阪市東淀川区下新庄２丁目10番13号　吉田コーポ201号
債務者　森　伸太郎
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３４号
大阪市北区中之島５丁目３番92―1404号
債務者　辻本久仁彦
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９００号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番10―2803号
府営東大阪春宮住宅10棟2803号
債務者　平野千恵美（旧姓村上・麻野）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９１３号
大阪府高槻市城東町15番17―301号
債務者　山田つや子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５１号
大阪府八尾市泉町３丁目２番地の１
債務者　坂本　正男
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部